

# 公共建築工事における 品質確保の促進に関する取組みについて

昨今の公共工事を巡る動きの中で、将来の公共工事のあり方に大きな影響を与えるものの一つとして、昨年の6月に行われた、所謂「担い手三法」の改正が挙げられるのではないかと思います。この改正を受け、同年9月には品確法に基づく「基本的な方針」や、入契法に基づく「指針」の閣議決定が行われたところです。特に本年1月には発注者の責務の一環として、品確法第22条に基づき「発注関係事務の運用に関する指針」が定められるに至っています。

この「発注関係事務の運用に関する指針」は、概ねこれまでの施策の集大成のように感じられますが、新たな入札契約方法の導入と完成後の評価を視野に入れたことは、新たな取組みのように思われます。特に、新たな入札方式の導入は非常に意欲的な取組みと思いますが、以前、指名競争入札が複数のタイプに分裂した後に一般競争入札に収斂していった経緯や、総合評価方式が二つのタイプに収斂しつつあるように見受けられる現状に鑑みると、多くの公共発注機関が取り組む方式としては、少々手を広げすぎているようにも感じられます。現在試行的な取組みが行われているようですが、多くの公共発注機関で対応可能な方式を絞り込むことも視野に入れておく必要があるかもしれません。

かつて、建設業行政と公共工事の発注行政は、ご多分に洩れず水と油のような関係であったように思いますが、徐々に親和性を増し、現在では車の両輪の如く協調して施策を展開しているように見受けられます。また、発注行政の中の土木・建築についても、ほぼ時を同じくして共同歩調を取り始めたように感じます。このような関係の中で「発注関係事務の運用に関する指針」の決定を受けて、公共建築工事の発注者である官庁営繕部においても種々の取組みが精力的になされています。

今回の特集では、公共建築工事における品質確保の促進に関する取組みについて紹介します。

# 改正品確法に基づく運用指針を踏まえた 国土交通省官庁営繕部の主な取組み

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕技術企画官 松尾 徹

本稿では、「発注関係事務の運用に関する指針」(平成27年1月30日。以下、「運用指針」)を踏まえた国土交通省官庁営繕部の主な取組みの概要について紹介します。

運用指針は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」(以下、「品確法」)が昨年6月改正され、新しく規定された第22条に基づき作成されたものです。公共工事の発注者は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、発注関係事務を適切に実施することが求められます。

官庁営繕部は、これまでも品確法や同法律に基づく基本方針等を踏まえ、各省各庁及び都道府県・政令市と連携して成績評定の相互利用を行う取組みなどを進めてきました。これまでの取組みも踏まえながら進めている最近の取組みを紹介します。

## 1 運用指針の構成等

運用指針は、表1に示す構成となっています。

運用指針は、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、公共工事の発注者を支援するために定められました。

「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものとなっています。

表1 運用指針の構成

- I. 本指針の位置付けについて
- II. 発注関係事務の適切な実施について
  - 1. 発注関係事務の適切な実施
  - 2. 発注体制の強化等
- III. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について
  - 1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
  - 2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例
- IV. その他配慮すべき事項

運用指針で示されている取り組むべき事項のうち、「II. 発注関係事務の適切な実施について」に示されている「予定価格の適正な設定」、「適切な工期設定」、「適切な設計変更」「発注者間の連携体制の構築」等に関する官庁営繕部の主な取組みを紹介します。

発注関係事務の運用に関する指針の全体構成				
○ 運用指針の関係資料は、「①指針本文」「②解説資料」「③其他要領」により構成				
資料	策定者	法令上の位置付け	作成目的	内容
①指針本文	国 （関係省庁 申合せ）	品確法（第22条） 及び 基本方針 （閣議決定）	・発注者の支援 ・発注関係事務の実施状況について、 定期的に調査（結果はとりまとめ公表）	・入札及び契約の方法の選択 その他の発注関係事務の適切な 実施に係る制度の運用
②解説資料	関係省庁 連絡会議 事務局 （国土交通省）	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	・指針本文の理解・活用の促進 ・指針本文に位置付けられた取組事項につ いて実務面での参考とする （内容については、機動的に見直し）	・指針本文に位置付けられた取 組事項の具体事例や既存の要 領等による解説 ・取組事項について実務面での 参考となる事項
③其他要領	各省庁 （必要に応じて 適宜策定）	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	・指針本文に位置付けられた取組事項につ いて実務面での参考とする （内容については、機動的に見直し）	・指針本文に位置付けられた取 組事項について実務面での参 考となる事項

図1 指針の全体構成

## 2 「発注関係事務の適切な実施」に 関する取組み

### （1）「予定価格の適正な設定」に関する取組み

運用指針では、「積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する」、「積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する」とされています。

#### ○ 営繕積算方式

「営繕積算方式」は、国の統一基準である「公共建築工事積算基準」に基づく積算方法に加え、公共建築工事の円滑な施工確保対策や現場の実態に応じた共通仮設費の積上げ等を適切に行うことにより、実勢価格や現場実態を的確に反映した適

正な予定価格の設定、施工条件の変更や物価変動等に適切に対応することができる積算方式です。このことは、本誌を手にとられている皆様にとっては周知のことと思います。

官庁営繕部は、「営繕積算方式」を分かりやすく解説したマニュアルを作成し、被災3県において説明会を行い、普及を図ってきました。このマニュアルは、被災地に限らず広く公共建築工事に適用できる共通の内容が多く含まれていること、品確法の適切な運用を図ることから、全国の公共建築工事発注機関において活用できるよう「公共建築工事営繕積算方式活用マニュアル【普及版】」を27年1月に作成しました。

#### ○ 見積活用方式

「見積活用方式」とは、公共建築工事積算基準類に基づく価格（積算価格）と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を作成する方式のことを言います。



図2 指針の概要

「見積活用方式」の具体的な運用方法等については、営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式を示した「「見積活用方式」運用マニュアル（案）」を平成26年2月に作成しました。マニュアル（案）では、見積活用方式の流れ、入札公告等の記載方法、見積依頼書の様式等を示しています。

## (2) 「適切な工期設定」に関する取組み

改正品確法における発注者の責務として「計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること」と規定されており、運用指針においても「工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める」とされています。

官庁営繕部は、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」を平成27年3月に公表しました。発注者が適切な工期を設定するため、調査・設計段階からの取り組む事項や、工期の検討に際して

考慮すべき要因や条件等を示すとともに、工期の変更を行う必要がある場合等を示しています。

## (3) 「適切な設計変更」に関する取組み

運用指針では、「施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う」とされています。

官庁営繕部は、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」を平成27年5月に改定しました。本ガイドライン（案）は、平成26年3月に策定していたものを、改正品確法において発注者の責務が規定されたことを受けて必要な見直しを行ったものです。

これまで紹介したマニュアルやガイドライン等は、国土交通省ホームページに掲載しています。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント	
<b>運用指針とは：</b> 品確法第22条に基づき、 <b>地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成</b> ▶ 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、 <b>発注者共通の指針</b> として、体系的にとりまとめ ▶ 国は、 <b>本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表</b>	
<b>必ず実施すべき事項</b>	<b>実施に努める事項</b>
<b>予定価格の適正な設定</b> 予定価格の設定に当たっては、 <b>適正な利潤を確保</b> することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、 <b>適正な工期を前提</b> とし、 <b>最新の積算基準を適用</b> する。	<b>工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用</b> 各発注者は、 <b>工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択</b> し、又は組み合わせる。
<b>歩切りの根絶</b> 歩切りは、 <b>公共工事の品質確保の促進に関する法律</b> 第7条第1項第1号の規定に <b>違反</b> すること等から、 <b>これを行わない</b> 。	<b>発注や施工時期の平準化</b> <b>債務負担行為の積極的な活用</b> や <b>年度当初からの予算執行の徹底</b> など予算執行上の工夫や、 <b>余裕期間の設定</b> といった契約上の工夫等を行うとともに、 <b>週休2日の確保</b> 等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、 <b>発注・施工時期等の平準化</b> を図る。
<b>低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等</b> ダンピング受注を防止するため、 <b>低入札価格調査制度</b> 又は <b>最低制限価格制度の適切な活用を徹底</b> する。 <b>予定価格は、原則として事後公表</b> とする。	<b>見積りの活用</b> <b>入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合</b> 等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより <b>予定価格を適切に見直す</b> 。
<b>適切な設計変更</b> 施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、 <b>適切に設計図書の変更</b> 及びこれに伴って必要となる <b>請負代金の額や工期の適切な変更</b> を行う。	<b>受注者との情報共有、協議の迅速化</b> 各発注者は <b>受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答</b> に努める。設計変更の迅速化等を目的として、 <b>発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議</b> を、必要に応じて開催する。
<b>発注者間の連携体制の構築</b> <b>地域発注者協議会</b> 等を通じて、各発注者の <b>発注関係事務の実施状況等を把握</b> するとともに、各発注者は <b>必要な連携や調整</b> を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、 <b>地域発注者協議会等</b> を通じて、 <b>国や都道府県の支援を求め</b> る。	<b>完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価</b> 必要に応じて <b>完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価</b> を実施する。

図3 指針の主なポイント

「公共建築の品質確保」のページで「工事関係」、「設計関係」、「発注者間の連携強化」の観点に整理して関連資料を掲載していますので、必要に応じた資料をご覧ください。

### 3 「発注体制の強化」に関する取組み

#### (1) 「発注者に対する必要な支援」に関する取組み

運用指針では、「国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対する必要な支援に努める」とされています。

全国の官庁営繕の職員が直に行う取組みとして、公共建築相談窓口と出前講座について紹介します。

##### ○公共建築相談窓口

国土交通省官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所等に公共建築相談窓口を設置しています。相談して良かったと思っただけのような営繕部の職員が丁寧に対応します。

公共建築における設計・工事の発注、各段階のマネジメント業務、老朽化対策、官庁営繕に関する技術基準の運用等、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けていますので、全国の窓口にお気軽にお問い合わせ下さい。

##### ○出前講座

国土交通省は出前講座も行っています。官庁営繕部が行う講座のうち品質確保に関連する講座を次ページに抜粋して掲載します。なお、これは本省が実施する講座です。地方整備局等も出前講座を実施しています。地方整備局等で実施している講座内容については、各機関のホームページでご確認下さい。

公共建築相談窓口とあわせて、複数の方々と同時に説明を行うことができる出前講座もぜひご利用下さい。

#### (2) 「発注者間の連携体制の構築」に関する取組み

運用指針では、「各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共有の課題への対応や各種施策の推進を図る」ことや「各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整」を行うこととされています。

平成27年5月に開催された全国営繕主幹課長会議において、「発注者支援に係る事例収集」を行うことや、実情把握等のため「市町村を対象とするアンケート調査」を行うことが確認されました。

平成19年に同会議がとりまとめた「公共建築における発注関係事務に係る支援方策に関する検討報告」では、2358市町村を対象に実施したアンケート結果が示されています。

アンケートが行われた平成17年当時、約4割の市町村で技術職員が1人もいない状況にあったことが分かります。平成19年の報告書は、国土交通省ホームページ（全国営繕主幹課長会議のページ）に掲載されています。今回の調査結果等については、平成28年に開催される同会議においてとりまとめ、報告される予定です。

##### <関連URL>

##### ▶公共建築の品質確保

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000084.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html)

##### ▶公共建築相談窓口

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000016.html)

##### ▶出前講座（本省）

[https://www.mlit.go.jp/delivery\\_lecture/delivery\\_lecture.html](https://www.mlit.go.jp/delivery_lecture/delivery_lecture.html)

##### ▶全国営繕主幹課長会議

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/shukan\\_shukan.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/shukan_shukan.htm)

表2 関連する出前講座（国土交通省ホームページより抜粋）

No.	講座名	主な対象	講座内容
18	建築設計の品質確保 (設計者選定、業務成績評価)	地方自治体等 公共建築設計業務 発注機関、設計 者団体等	建築設計の品質確保の取組としての設計者選定(プロポーザル方式等)や業務成績評価に関して、取組内容や基本的な考え方等を説明する。
20	公共建築工事の工事監理業務	地方自治体等 公共発注機関、建 設業関連団体	工事監理業務委託について、国土交通省が実施している方式を紹介するとともに、工事監理業務の定義や委託方式の基本的な考え方について説明する。
27	営繕工事における入札契約制度	行政関係者、建 設業関連団体等	国土交通省官庁営繕部で実施している工事の入札契約方式について紹介しま す。
29	公共建築工事の円滑な施工確保	行政関係者、建 設業関連団体等	円滑な施工確保対策及び改正品確法に基づく官庁営繕の取り組みについて 『営繕積算方式』活用マニュアルなどを用いて紹介します。
30	営繕積算方式	行政関係者、建 設業関連団体等	「営繕積算方式」は、現場実態に応じた共通仮設費の積上げ等を適切に行い、適 正な予定価格の設定、施工条件の変更や物価変動等を適切に対応する方法で、 公共建築工事の円滑な施工確保対策に有効な手法であることを説明します。
33	営繕工事請負契約における設計 変更ガイドライン(案)	地方自治体等 公共発注機関、建 設業関連団体	発注者と受注者間の適切な設計変更・手続き等を実施するための「営繕工事請 負契約における設計変更ガイドライン(案)」について説明する。

表3 公共建築相談窓口

組織	窓口	電話	内線	対象地域
本省	大臣官房官庁営繕部	計画課	03-5253-8111 23224 23227	全国
北海道開発局	営繕部	営繕調整課企画係	011-709-2311	5730 北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153
		保全指導・監督室		5513
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	—
関東地方整備局	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114
		計画課課長補佐		5153
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	—
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	—
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	—
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	—
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	—
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	—
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	—
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	—
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	—
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	—
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151
		計画課課長補佐		5153
		保全指導・監督室	06-6443-1791	—
	京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	—
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	—
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	—
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153
		保全指導・監督室室長補佐		5513
				5514
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	—
	鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	—
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152

# 改正品確法と 営繕工事の工事費積算について

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕積算企画調整室 営繕技術専門官 遠藤 昭彦

## 1 はじめに

改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「改正品確法」という。）において、発注者責務の明確化のため、第7条に発注関係事務の適切な実施に当たって留意すべき具体的な規定が、新たに追加されました。

### 【発注者責務の明確化（第7条関係）】

- 1 発注者は、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、発注関係事務を以下により適切に実施しなければならないことを追加
  - 1) 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、施工実態等を的確に反映した積算を行うことによる予定価格の適正な設定
  - 2) 入札不調、不落の場合等における見積書の徴収等による予定価格の適正な設定
  - 3) ダンピング防止のための低入札価格調査基準や最低制限価格の設定等
  - 4) 計画的な発注、適切な工期設定
  - 5) 適切な設計変更の実施
  - 6) 必要に応じて完成後の一定期間経過後の施工状況の確認、評価の実施

官庁営繕部では、営繕工事における予定価格の作成を適正に行うため、工事費の積算について必要な事項を定めた「公共建築工事積算基準」（国等における統一基準）を始めとする積算基準類を適用基準として定めています。

改正品確法において、第7条1項1号に新たに「経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める」との規定が追加されましたが、営繕工事においては、「公共建築工事積算基準」を始めとする積算基準類の適切な整備と、個別工事における積算基準類を適用した適切な工事費の積算が、「予定価格を適正に定める」ために必要なことであり、改正品確法の理念に資するものであると考えています。

本稿では、工事費の積算において留意すべき事項等について、営繕工事における取組みも踏まえ、改正品確法の規定に沿って、整理していきたいと思えます。

## 2 適正な予定価格の設定

### 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 （発注者の責務）

**第7条** 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設

計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

発注者の責務として予定価格の作成を含む発注関係事務を、1～6号の規定によるなどして適切に実施しなければならないことが定められています。

営繕工事の入札に際して、発注者は予定価格を作成します。予定価格は、私たちが携わる工事費積算の成果である工事費内訳書に記載された工事費をもとに作成されることとなります。予定価格の作成を適正に実施するためには、もとなる工事費の積算が適切である必要があります。

一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

本規定の前半には、「公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう～（中略）～予定価格を適正に定めること。」とあります。適正な利潤を確保することができるよう、予定価格を適正に定めるには、適正な利潤を工事費に含め積算する必要があります。

一方、本規定の後半には、「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること」とあります。個別工事において、予定価格を適正に定め

るためには、適切に作成された仕様書及び設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した工事費の積算を行う必要があります。

改正品確法に規定される、「適正な利潤を確保することができるよう～予定価格を適正に定める」ためには、本規定を引用すれば、個別工事の工事費について「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること」が、重要であると考えられます。

これまで、営繕工事において実施してきた、「公共建築工事積算基準」を始めとする積算基準類を適用し、設計図書に基づき、施工条件や施工の実態、経済社会情勢の変化、市場における取引価格等を把握し、工事費を積算する手法は、改正品確法に合致するものと考えており、引き続き、建築工事を取り巻く経済社会情勢等を踏まえつつ、適切な工事費積算を実施していく必要があります。

### 3 適切な工事費積算の実施

営繕工事における工事費は（図1参照）、直接工事費、共通費及び消費税等相当額の各費用から構成されます。

直接工事費は、工事目的物を構成する要素である細目工種毎の「数量×単価」で算出される金額の合計額となります。直接工事費を算定するためには、適切な数量の算出と適切な単価の設定が必要となります。

共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等から構成され、共通費基準に基づく率式により算定する費用に、率に含まれない必要な費用を積上計上し、適切に算定する必要があります。

#### 3-1 適切な数量の算出

工事費内訳書に計上される数量は、設計図書で

※「公共建築工事積算基準」より

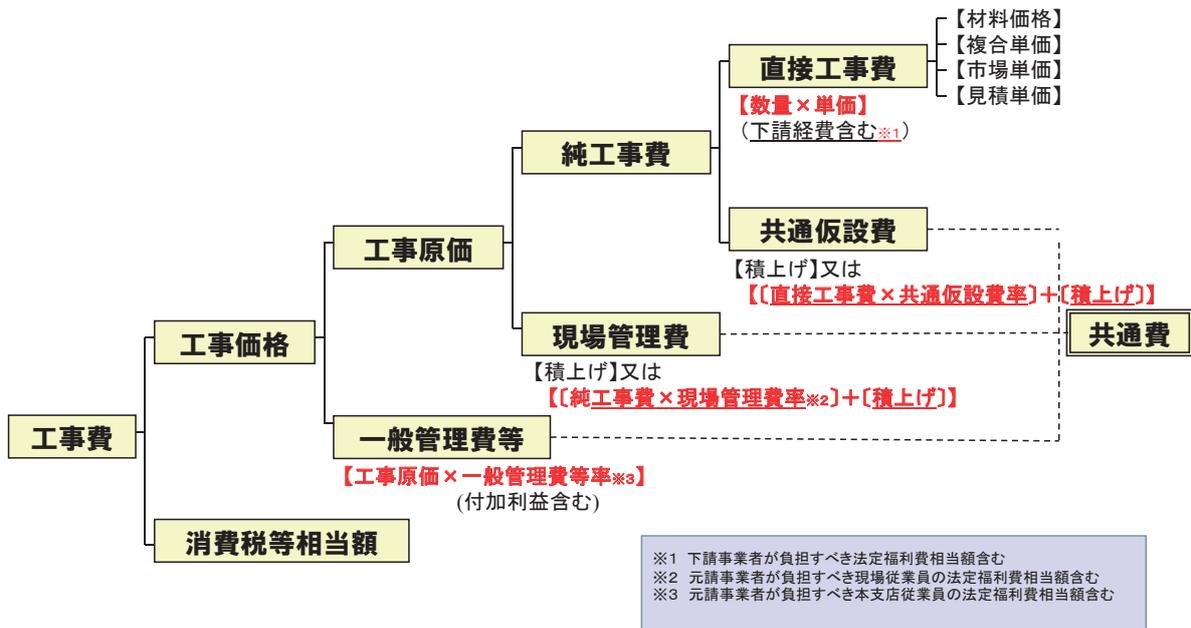


図1 公共建築工事の工事費の構成

ある図面、仕様書等に基づき、建築工事においては「公共建築数量積算基準」を、電気、機械設備工事においては「公共建築設備数量積算基準」（以下、「数量基準」という。）を適用し、計測・計算、算出されます（図2参照）。

現在、営繕工事においては、設計図書に基づき数量を算出し、積算数量調書（単価、金額情報を入力する前の工事費内訳書）を作成する業務（以下、「数量算出等積算業務」という。）を、ほぼすべての工事で、委託業務として設計事務所や積算事務所等に外注し実施しています。

数量算出等積算業務を外注した場合、業務受注者は、数量基準等を十分理解した上で、設計図書に基づき、数量算出等積算を実施する必要があります。また、発注者自身も、同業務の成果物である数量算出書や積算数量調書が、数量基準等や設計図書に基づき作成されたものであることを確認する必要があります。

成果物の確認の際に受発注者双方で、すべての項目をチェックするのは現実的に困難なため、一般的には、積算数量調書から抽出した項目の数量や仕様について、数量算出書を遡って数量算出や集計の過程や設計図書との整合を確認すること

や、積算数量調書上の関連する項目間の数量比較（天井仕上げ材と天井地下数量等）をするなどのチェックを行っているところです。

官庁営繕部においては、このような成果物チェックを補助し、数量算出等積算業務における拾い忘れや違算を防止し、精度向上を図ることを目的に、業務の各過程でチェックすべき項目や留意すべき事項、数量確認のための数値指標を整理し取りまとめた「営繕工事積算チェックマニュアル」を制定し、平成21年度より運用してきたところです。

今般、電気及び機械設備工事に係る事項を新たに加えた上で、一部内容を見直した改定を行いました。改定版「営繕工事積算チェックマニュアル」は、公共建築工事全般（建築、電気設備及び機械設備の各工種）で活用できるものとなったことや、適切な数量算出等に資するものであることから、平成27年4月に国土交通省HPに掲載、公表しました。

<http://www.mlit.go.jp/gobuild/>

[shiryou\\_sekisan\\_unnyou.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm)

同チェックマニュアルは、数量算出等積算業務の成果物として指定しており、受注者にとっては、数量基準等に沿って適切に業務を実施したこ

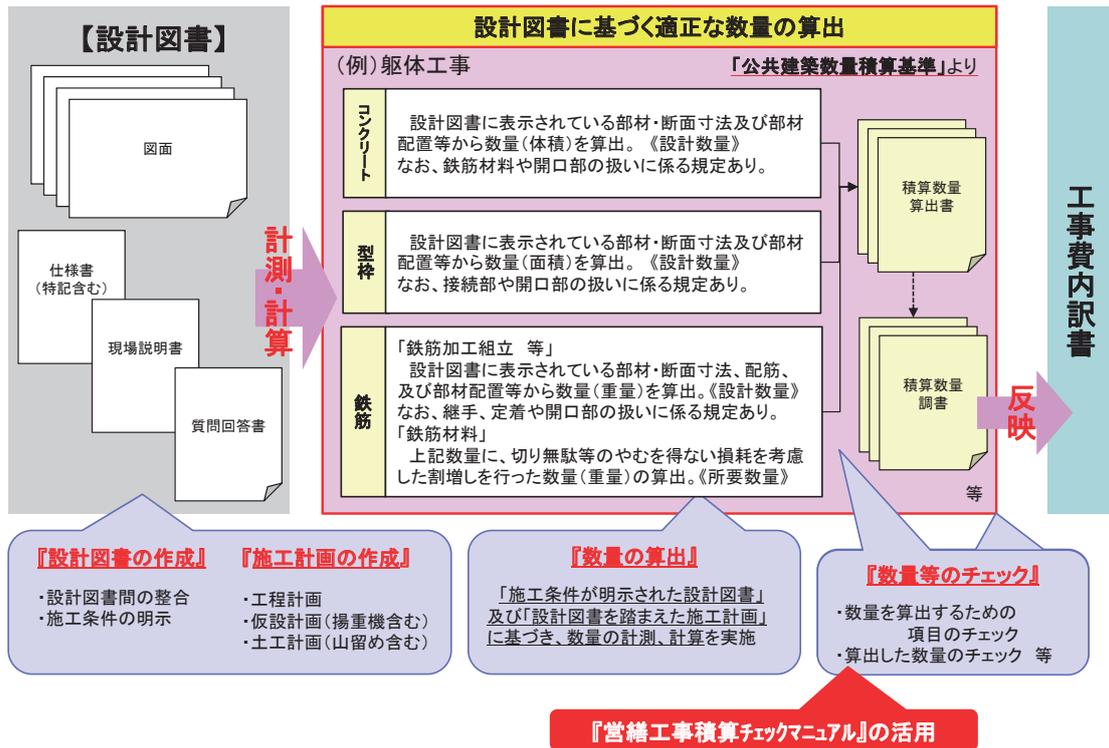


図2 適切な数量の算出【数量のチェック】

とを証明する際の補助資料として、発注者にとっては、成果物チェックを補助する資料として活用しているところ。成果物を確認する際の有効なツールであると考えていますので、是非、活用していただければと思います。

また、営繕工事においては、発注者における積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札参加者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に、工事の入札手続き段階において、「数量公開」を実施しています(図3参照)。数量公開は、予定価格のもととなる工事費内訳書から、単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施した「数量書」を、設計図書の交付と同時に提供、入札参加者において疑義等があれば質問書として提出していただき、発注者において数量等の確認を行った上で、修正の必要があれば「数量書」の修正回答を行うものです。

「数量書」は、契約上の設計図書ではないため、参考資料としての位置づけではありますが、発注者や数量算出等業務受注者と異なる入札参加者により、設計図書と「数量書」が確認、検証され、

入札参加者に生じた疑義を確認した結果「数量書」の修正が必要となった場合には、予定価格のもととなる工事費内訳書にも同様の修正を行うことから、適切な数量の算出のみならず、より適切な工事費積算に資するものと考えて数量公開を実施しているところ。

### 3-2 適切な単価の設定

改正品確法における「経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める。」ためには、市場における労務や資材の変動をいち早く積算に反映させることが重要なため、入札日直近の価格情報に基づき単価を設定する必要があります。

市場の取引状況を素早く、機動的に反映させるために導入された「市場単価」である建築工事の型枠(普通合板型枠 RC地上3.5m-4.0m)を例にとると、東日本大震災以降の4年間のうち、3ヵ月毎に実施する市場単価の改定前後で最大の変動があったのは、平成26年1月から4月で、変動額が

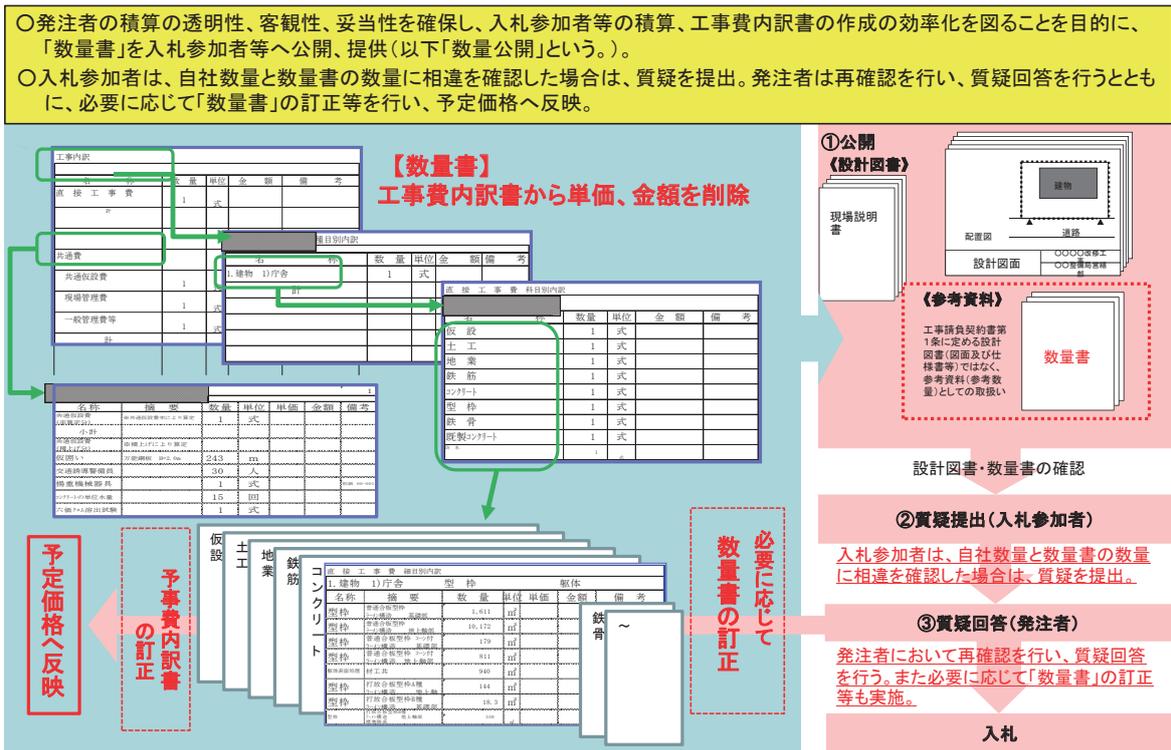


図3 適切な数量の算出【数量公開】

+400円/m<sup>2</sup>、変動率が+109%となっていました。型枠の工事費構成を考慮し試算すると、入札日が数日異なるだけで、直接工事費が数%変動します。このような影響を考えると最新の価格情報に基づき適切な工事費の積算を行うことが必要です。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

本規定の、入札参加者からの見積りにより積算を行う方法は、必要に応じ実施されるものであり、営繕工事においては、入札参加者から見積りの提出を求め活用する「見積活用方式」として試行しているところです。試行に当たっては、入札

の不調・不落が発生した工事における入札の結果等から、発注者が標準的に考える価格と実取引価格に乖離が生じていると考えられる項目を対象に、再度の入札手続きの際に必要なに応じて、見積りの提出を求め、妥当性等を確認の上、工事費に反映させるものです。

五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

工事費の積算には、施工条件も影響を与えます。改修工事を例にとると、建物が無人の状態で行う場合と建物内で入居者が執務している状態

で工事を行う場合（以下、「執務並行改修」という。）を比較すると、後者の工事には工事進捗の制約や作業効率の低下等の影響が生じます。また、執務並行改修で同一の工事内容の工事であっても、複数の工区や施工順序が施工条件として設定された場合は、1施工当たり施工量の減少や工区毎に重複する工事が発生するなど、工事進捗への影響が考えられることから、施工条件の有無により工事費の積算も変化する必要があります。

施工条件が不明確な場合、発注者やそれぞれの入札参加者が異なる施工条件で入札に臨むことになり、適切な入札とは言えません。

設計図書に適切な施工条件を明示することにより、それぞれの入札参加者が同一の条件のもと入札に臨むことになり、かつ、発注者も同一条件のもと適切な工事費の積算を行うことができます。

### 3-3 適切な共通費の算定

共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、共通費基準に基づき各費用を算定します。共通仮設費を例にとると、共通費基準に定められた共通仮設費率により算出された費用に、共通仮設費率に含まれない費用（仮囲い、交通誘導警備員や揚重機等）を別途算出し積上げ、適切に積算する必要があります。営繕工事においては、仮囲いや交通誘導警備員は、範囲や人数を設計図書に明記し、揚重機は、過去の工事実績等を考慮し必要台数等を設定し、費用の算出を行っています。

三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

国土交通省では、ダンピング受注を防止するため、工事の入札に際して低入札価格調査基準を適用しています。低入札調査基準価格は、直接工事

費×95%、共通仮設費×90%、現場管理費×80%及び一般管理費等×55%の合計額に消費税等相当額を加えた額となります。

なお、営繕工事においては、工事費の構成を考慮し、直接工事費から10%を減じて、現場管理費にその減じた額を加算した上で、前述の割合をそれぞれの費用に乗じて算定することとしています。

## 4 おわりに

公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保するためには、建築市場を取り巻く経済社会情勢や取引状況を的確に把握し、適切な数量算出や単価設定等により積算された工事費に基づき、歩切りを行うことなく適正な予定価格を定め、併せてダンピング受注を防止する取組み等を実施していくことが重要であると考えています。

官庁営繕部では、公共建築工事を確実かつ円滑に実施し、改正品確法の適切な運用を図るため、営繕工事における取組み等をパッケージ化した「営繕積算方式」活用マニュアル（普及版）を、本年1月に公表しました。本稿では、同マニュアルで紹介した取組みや積算上の留意事項について、改正品確法の規定に沿って整理しました。

最後になりましたが、本稿では、個別工事における積算を中心に、留意事項等を整理しましたが、営繕工事の工事費積算に適用される積算基準類についても、適切に整備し運用していくことが重要です。積算基準類については、これまでも必要に応じて見直しを行ってきたところですが、引き続き、検証・検討を進めていきたいと考えています。今年度においては、共通費基準における共通仮設費及び現場管理費については、現行基準の適合性を確認するモニタリング調査の継続実施と、一般管理費等については、経済社会情勢の変化や、現行基準設定後の期間経過等を踏まえ、現状を把握するための実態調査の実施と検討を行うこととしています。

# 営繕工事における 工期設定の基本的考え方

国土交通省九州地方整備局営繕部整備課 営繕技術専門官 小川 良典  
(前 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 施工基準係長)

## 1 はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）」が平成26年6月4日に公布され、即日施行されました。今回の改正では、発注者の責務として、「適切な工期を設定するよう努めること」が明記されました（第7条第1項第4号）。また、平成27年1月30日に関係省庁申合せとしてとりまとめられた「発注関係事務の運用に関する指針」には、「工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定……」が記載されています。

これらを受けて官庁営繕部では、適切な工期の設定の実現に向けて、関係業団体と意見交換を行い、公共建築物の工事における工期設定の現状に関して問題意識を共有するとともに、適切な工期を設定するための方策等について検討を進めてきました。そして、その検討結果を平成27年3月に「営繕工事における工期設定の基本的考え方」として取りまとめました。

本稿では、当該文書の主旨とともに適切な工期の設定に関する取組みについてご紹介したいと思います。なお、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」については、国土交通省のホームページに掲載<sup>1</sup>しておりますので、こちらも参考にさせていただけると幸いです。

1 [http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen04\\_hh\\_000009.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen04_hh_000009.html)

## 2 工期設定に係る現状の認識

工事請負契約においては、工期末までに工事を完成させることは契約事項です。そのため、受注者にとって短い工期であっても、受注者は必要に応じて、現場作業員の増員、施工方法の合理化・効率化、工法の変更、技術開発等の創意工夫を行い工事の工期末完成を目指してきました。

しかしながら、受注者による創意工夫には技術的・経済的な側面から限度があるため、工事の規模、難易度、地域の実情等を踏まえない、著しく短い工期が設定された工事の場合には、受注者は、無理のある工程管理を余儀なくされ、その結果として、工事の品質管理や安全管理が十分に行われないおそれ、工事採算性の悪化により下請企業を含めた受注者の経営を圧迫するおそれが生じます。これは、工事の品質確保への悪影響にとどまらず、建設労働者の労働環境の悪化を招き、担い手確保にも大きな支障となり得ます。

このことを踏まえて、公共建築物の工事の発注者は、事業の各段階において、適切な工期の設定に努めるとともに、工事の契約後においても必要な場合には工期延長等の措置を適切に行わなければなりません。

## 3 適切な工期設定に係る基本方針

発注者は、工事の品質、安全性、経済性等の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の

実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ、適切に施工計画を想定し、その施工計画と整合の取れた工期を設定しなければなりません。

## 4 適切な工期を確保するための方策

適切な工期の設定の実現に向けて、調査、設計、工事発注準備、入札契約、施工の各段階において、発注者として以下のような事項に取り組むこととしています。

### (1) 調査及び設計段階

事業の始まりである調査及び設計段階においては、事業全体のスケジュールがスムーズに進捗するように、調整等に要する期間を十分想定した上で適切に事業の企画を行うことが肝要です。この時点での想定を大きく誤ると、後々の段階における対応に大変苦慮することになります。

また、改修工事などで起こりやすい設計図書と施設の現況との不整合等を生じさせないよう、事前の調査を十分に行うことや、設計段階での図面審査を確実にすることも重要です。

### (2) 工事発注準備段階及び入札契約段階

本段階においては、工事の施工条件、施工手順その他工期に影響する事項について、設計図書へ明示することが重要となります。特に、特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合は、施工手順を図示すること等により、当該条件に対する考え方を施工条件として適切に明示することが求められます。

また、建設工事の繁忙期を避けた発注時期の検討など工事施工時期の平準化に努めることや、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等も必要となります。

### (3) 施工段階

施工の段階では、工程に遅延が生じないように、施工計画、施工図等の承諾を速やかに行うとともに、ワンデーレスポンス<sup>2</sup>の実施に努めることが重要です。加えて、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事（例えば、建築・電気設備・

機械設備・エレベーター設備工事の別契約）が実施される場合は、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施することも大切です。なお、複数の契約に基づく各工事間の調整は、発注者側の責務です（公共工事標準請負契約約款第2条を参照）。

## 5 工期の変更の必要性

建築工事においては、往々にして、工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得ます。発注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要と認められるときは、適切に設計図書を変更するとともに、必要に応じて工事一時中止を行い、その結果必要となる工期の変更を行わなければなりません<sup>3</sup>。また、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の工期が変更された際には、関連するその他の工事の工期についても変更を検討する必要があります。

## 6 おわりに

「適切な工期」とは、工事目的物の品質確保、工事の安全性及び経済性等の各要素が受発注者双方にとって一定レベル以上で担保された工期であると言えます。従って、当該工事における工期は、それら各要素のバランスによって設定されるべきものであり、「適切な工期」とは一定程度の幅を持つものと考えられます。決して、唯一無二のものとして決められるものではありません。故に、本稿で述べたような事項を考慮しつつ、各発注者自身がその責務において実情に応じた「適切な工期の設定」に努めることが求められています。

官庁営繕部としては、今後も引き続き現場の更なる意見を把握しつつ、適切な工期の設定に資するよう内容の拡充に努めて参ります。

2 受注者からの質問及び協議に対して、発注者が基本的に「その日のうちに」回答することをいう。なお、回答期限日を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含む。

3 詳細は「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」参照。

# 営繕工事における 適切な設計変更の実施

国土交通省九州地方整備局営繕部整備課 営繕技術専門官 小川 良典  
(前 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 施工基準係長)

## 1 はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）」が平成26年6月4日に公布され、即日施行されました。

本稿のテーマである「設計変更」に関しては、「設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」と明記されています。

これに先立ち、官庁営繕部では、設計変更に係る業務の円滑化を目的に、平成26年3月に『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)』（以下、「本ガイドライン」という）を作成しました。詳細は、本誌2014.7 SUMMER (86号)を参照下さい。

本稿では、その後約1年間の本ガイドラインの運用を踏まえ、より適切な設計変更の実施に向けて、改めて重要な部分について解説を試みますこととします。なお、本稿で示す内容は、一般的な考え方を示すもので、個別具体の対応については、当該の請負契約における発注者及び受注者の協議等によりしますので、ご留意下さい。

また、本稿の内容も含め必要な見直しを行い、平成27年5月に本ガイドラインの改定を実施して

いますので、合わせて参照下さい。<sup>1</sup>

## 2 設計変更に関する留意事項

一般に建設工事は、発注者と受注者との間で契約書（本稿では、「公共工事標準請負契約約款」を指す）を用いて請負契約を締結することにより開始され、受注者の仕事の完成と工事目的物の引渡し、そして発注者側の代金の支払いをもって終了します。この契約書においては、発注者と受注者との間のやりとりは、書面により実施されることが基本となっています（契約書第1条第5項、第9条第4項等）。従って、受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には書面による発注者との協議及び質問を速やかに実施するとともに、指示書・協議書等の書面による発注者からの回答を得てから施工することが、設計変更を実施する上で大前提の事項と言えます。一方で発注者側においては、受注者からの協議及び質問を受けた場合は、関係部局との調整後、書面による指示・協議等をできるだけ速やかに実施しなければなりません。

また、設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うことを基本としていますが、軽微な設計変更（構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの以外の変更等）に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとしています。これは、事務処理及び手続き

1 [http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk4\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000011.html)

の煩雑さを考慮すれば、軽微な設計変更に伴う契約変更をその都度実施することは、発注者及び受注者双方にとって合理的ではないためです。

なお、設計変更は、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等必要と認められるとき実施されることとなっています。ここで言う、「必要と認められるとき」とは、「必要と認められるとき」か否かは、客観的な判断に基づくものであり、発注者又は受注者の主観的な判断によって決められるものではないことに注意が必要です。

### 3 「指定」と「任意」の違い

次に、仮設・施工方法等の「指定」と「任意」の違いについて解説します。これらの違いを正しく理解するためには、契約書の第1条第3項「自主施工の原則」を押さえる必要があります。契約書には、「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下、「施工方法等」という）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」とあります。つまり、設計図書に施工方法等の指定がない場合には、受注者は、自己の責任において施工方法等を選択し、実施しなければならず、この場合において発注者が施工方法等の選択について指示することは許されません。

ただし、工事の特殊性、安全確保等のために必要がある場合には、予め設計図書において施工方法等を「指定」することができます。これがいわ

ゆる「指定」と呼ばれるものです。一方で、「自主施工の原則」に則り、受注者が自己の責任において決定、実施する工事目的物を施工するための仮設・施工方法等が「任意」と呼ばれます。

そして、このような考え方に基づいて、当初の設計図書において示された「指定」と「任意」については、その主旨の違いから、設計変更を実施する際には考え方が異なります。例えば、「任意」については、受注者の責任において定めたことから、設計図書に示された施工条件の変更がない限り、施工方法等の変更が生じたとしても、基本的に設計変更の対象とはなりません。ただし、「任意」についても、その変更内容が施工条件の変更に伴う場合は、設計変更の対象になります。これらの事項を一覧にまとめると表1のようになります。

### 4 おわりに

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておかなければなりません。そして、発注者及び受注者は、同じプロジェクトの一員として相互の信頼関係のもと、対等な関係において業務を実施するよう努めることが望まれます。

官庁営繕部においては、設計変更について、手続きのより一層の円滑な実施を目指し、引き続き各種の取組みを進めて参ります。

表1 「指定」と「任意」の考え方の違い

	設計図書における明示	仮設・施工方法等の変更	仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更
「指定」	仮設・施工方法等について具体的に明示	変更するには発注者の指示が必要	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる
「任意」	仮設・施工方法等について明示しない（※1）	変更に当たって発注者の指示は必要ない（施工計画書等の修正は必要）	設計変更の対象とならない	設計変更の対象となる

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがあります。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではありません。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合があります。